

初診時に紹介状をお持ちでない方へ

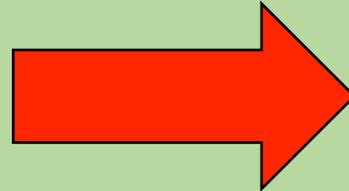
保険外併用療養費の料金改定について(お知らせ)

厚生労働省の方針により、初診時に保険診療を受ける場合、紹介状(診療情報提供書)の持参が求められ、紹介状がない場合は、通常の診療費とは別に初診時保険外併用療養費(実費)を頂いていますが、「病院」と「かかりつけ医」との機能分担をさらに推進するため、平成30年度診療報酬改定において、保険外併用療養費の見直しが行われています。

当院においても厚生労働省の方針に従い、2019年4月1日から料金を下記のとおり改定します。

今後も一層、医療情報の連携を図り、より効率的、効果的な医療を提供するため、かかりつけ医等からの紹介状をご持参頂きますようお願いいたします。

現在
1,500円(税込み)



2019年4月1日から
2,500円(税抜き)

(初診時保険外併用療養費)

平成8年4月1日の健康保険法の改正で、厚生労働省は、地域の医院・診療所と病床数200床以上の病院との役割分担と連携を進めるため、200床以上の病院に対して、他の医療機関の医師の紹介状がない場合には、初診保険外併用療養費(平成18年10月名称変更)として患者さんの負担を定めました。

これは、「地域の医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を進め、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的として定められたものです。